第7―3号様式(第5条第7項関係)

第　　　号

年　　月　　日

法人文書不開示決定通知書

　　　　　　　　　　　　様

国立大学法人長岡技術科学大学　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、開示しないことと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人文書の名称 |  |
| 開示しない理由 |  |

　　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人長岡技術科学大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

　　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人長岡技術科学大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

　＊　不明な点がある場合には、情報開示室(TEL　　　　　　　　　　　　)にご連絡ください。